

自動販売機設置者の募集について（要項）

自動販売機設置者を、次のとおり公募します。

1 施設名称、所在地及び機種等

(1) 施設名称 有帆緑地

所在地 山陽小野田市大字有帆 359 番地 7

設置機種 缶・ペットボトル飲料

設置台数 2 台

設置場所 ①管理事務所前、②園内トイレ横

(2) 施設名称 市民館

所在地 山陽小野田市栄町 9 番 25 号

設置機種 缶・ペットボトル飲料

設置台数 2 台

設置場所 ①体育ホール前女子トイレ側

②体育ホール前男子トイレ側

(3) 施設名称 青年の家

所在地 山陽小野田市大字埴生 3230 番地 1

設置機種 缶・ペットボトル飲料

設置台数 1 台

設置場所 ①体育館前

各施設の自動販売機設置場所については、別紙位置図を参照してください。

2 応募資格

市内の公共的団体

3 応募方法及び応募期限

(1) 応募要項の配布及び申込受付期間

令和 8 年 1 月 5 日（月）から令和 8 年 1 月 26 日（月）まで

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

なお、土日、祝日は受付を行いません。

(2) 申込書及び参考資料の提出

所定の申込書に、団体の規約及び事業実績（活動内容、決算書等）のわかる資料と設置機器の詳細を明らかにする資料（カタログ等）を添えて提出してください。

(3) 応募要項の配布及び申込受付場所

山陽小野田市役所 財政課（本館 2 階 ③番窓口）

4 選定方法

自動販売機設置者の選定順位は、

- 1 公共的団体（公募時点で未設置の団体）
- 2 公共的団体（公募時点で既設置の団体）

の順とし、応募者多数の場合は抽選により設置者を選定します。

なお、抽選となった場合は市から文書で通知します。

抽選会は、令和8年2月10日（火）午前10時から

山陽小野田市役所 大会議室A・B（本館3階）にて行います。

5 自動販売機の設置時期及び販売開始日

各設置場所の施設管理者と協議してください。

6 使用料及び電気料の取扱い

- (1) 自動販売機設置に係る行政財産目的外使用料は、山陽小野田市行政財産使用料徴収条例（平成17年山陽小野田市条例第91号）に基づき算出した額（最低基準単価月額1m²当たり250円）とします。ただし、有帆緑地に設置する自動販売機に係る使用料は、山陽小野田市都市公園条例（平成17年山陽小野田市条例第160号）に基づき算出した額とします。
- (2) 前項の使用料は、原則減免しません。
- (3) 自動販売機に係る電気料は、自動販売機の設置者が設置する個別メータにて9月と3月に検針し、当該設置者に請求するものとします。なお、請求額は、毎年4月分（5月請求）の電気料金内訳書に記載された合計金額を使用電力量で除して得た1kWあたりの単価（小数点以下第3位を四捨五入）に、個別メータの検針による使用電力量を乗じた額（1円未満切捨て）とします。

7 許可期間

- (1) 自動販売機の設置に係る行政財産目的外使用許可は、年度ごとに行います。
- (2) 自動販売機の設置に係る行政財産目的外使用許可は、最長4年（更新3回）を限度とし、更新期間の満了したものは公募により次の設置者を選定します。

8 その他

- (1) 自動販売機設置により発生した収益は、法人税等の課税対象となります。
- (2) 施設運営上の都合により自動販売機の撤去が必要となった場合、自動販売機の移動又は撤去を指示することがあります。

9 問合せ先

山陽小野田市役所 財政課（本館2階③番窓口）

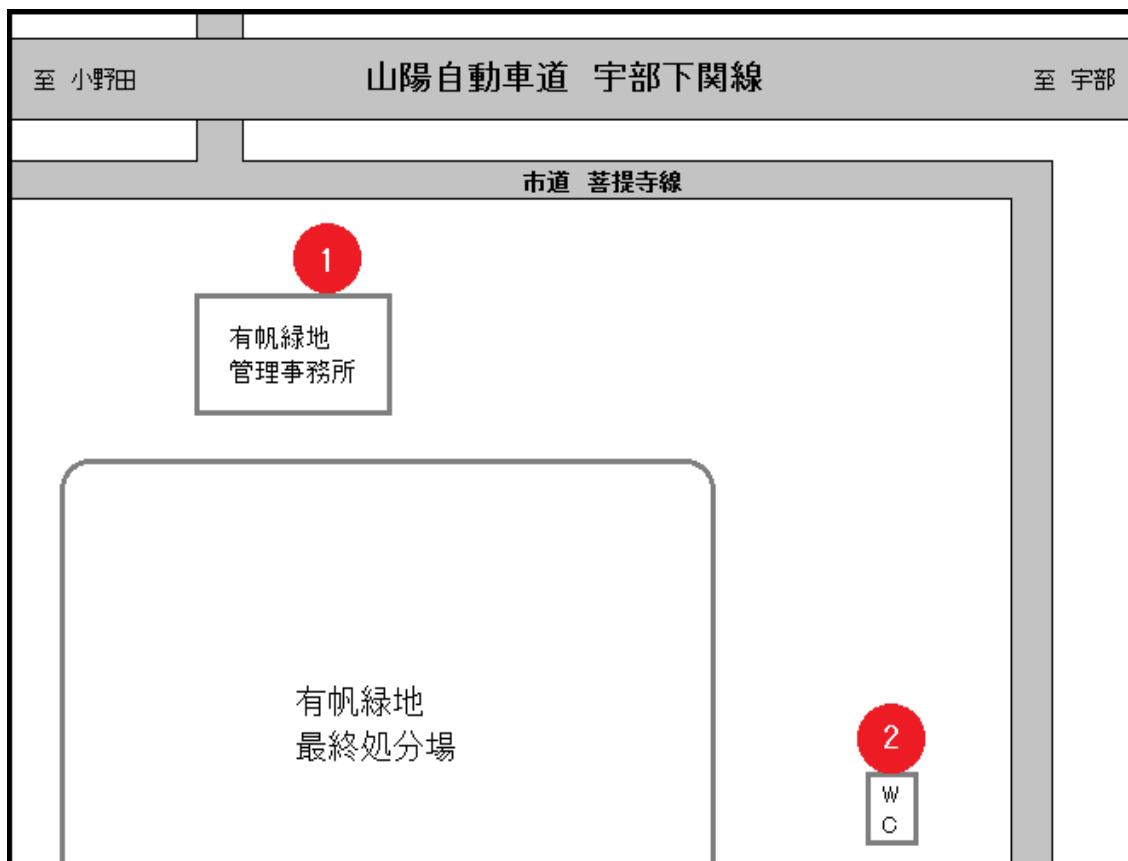
〒756-8601

山陽小野田市日の出一丁目1番1号

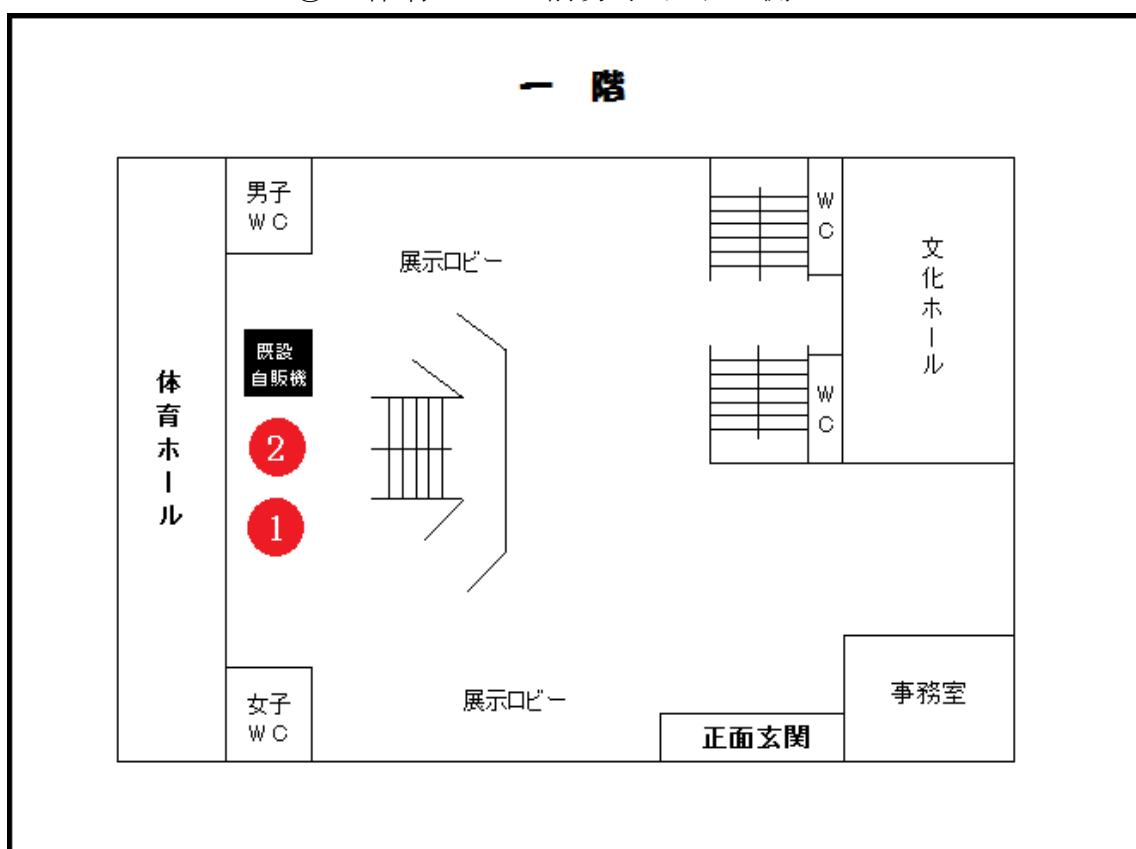
TEL(0836)82-1128

別 紙

- (1) 有帆緑地 ①…管理事務所前
②…園内トイレ横



- (2) 市民館 ①…体育ホール前女子トイレ側
②…体育ホール前男子トイレ側



(3) 青年の家 ①… 体育館前

